

指定訪問介護事業所 おうち DE 介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社T&Hサポートが開設するおうち DE 介護（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 おうち DE 介護
- 二 所在地 神奈川県足柄上郡大井町金子9 4 7 番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士 1名（常勤・兼務）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 5名
介護福祉士 2名（常勤）
介護保険法施行令における2級課程修了者 3名（非常勤）
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たり、要介護状態にある高齢者への入浴・排せつ・食事等の身体介護及び調理・洗濯・掃除等の生活援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第6条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 一 サービス提供日 月曜日から日曜日、祝日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 サービス提供時間 午前8時から午後8時までとする。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、サービス費用基準額の1割、2割又は3割の額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助
 - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合にはその実額を徴収し、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 通常の事業の実施地域を超えた地点から起算して片道1kmにつき 100円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大井町、松田町、開成町、山北町、小田原市、南足柄市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告する。

(相談・苦情対応)

第10条 当事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社T&Hサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

利用料金表

1. 指定訪問介護

サービス内容		基本料金	保険適用時負担額
身体介護	20分以上30分未満	2,480円/回	248円/回
	30分以上1時間未満	3,940円/回	394円/回
	1時間以上1時間半未満	5,750円/回	575円/回
	1時間半以上2時間未満	6,580円/回	658円/回
生活援助	20分以上45分未満	1,810円/回	181円/回
	45分以上	2,230円/回	223円/回
加算	訪問介護初回加算	2,000円/月	200円/月
	訪問介護処遇改善加算 I	ご利用単位数合計の13.7%	
地域別単価割合：その他		利用料 = 単位数 x 地域別単価割合(大井町は10.00)	

※ 訪問介護員2名派遣の場合

200/100

※ 法定代理受領の場合は上記金額の1割、2割又は3割。(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

2. 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に係る交通費

自動車を使用した場合の交通費	通常の事業の実施地域を超えた地点から起算して片道1kmにつき100円
----------------	------------------------------------